

綾瀬市中小企業融資制度要綱

（目的）

第1条 この要綱は、市内中小企業者等に対する事業資金の融資を円滑にするため、市と協定を締結した金融機関（以下「取扱金融機関」という。）が融資することにより、市内中小企業者等の事業活動の維持及び安定を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において「取扱金融機関」とは、綾瀬市中小企業融資制度の取扱いについて、市長が協定を締結した金融機関をいう。

2 この要綱において「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者をいう。

3 この要綱において「協同組合等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）の第3条第1項に規定する事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合及び商工組合連合会

(2) 綾瀬市商工団体事業補助金交付要綱（昭和52年4月1日施行）第2条第1項第3号に規定する商店街団体

4 この要綱において「創業」とは、次に掲げる行為をいう。

(1) 事業を営んでいない綾瀬市内に居住する個人の新たな事業の開始（次号に掲げるものを除く。）

(2) 事業を営んでいない個人が綾瀬市内に新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社の新たな事業の開始

(3) 会社が自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、綾瀬市内に新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社の新たな事業の開始

5 この要綱において「創業者」とは、次の各号に掲げる者をいう。

(1) 前項第1号に掲げる創業を行おうとする個人であって、融資を受ける日から1月以内に当該創業を行う具体的な計画を有するもの

(2) 前項第1号に掲げる創業を行った個人であって、事業を開始した日以後1年を経過していないもの

- (3) 前項第2号に掲げる創業を行おうとする個人であって、融資を受ける日から2月以内に当該創業を行う具体的な計画を有するもの
 - (4) 前項第2号に掲げる創業を行ったことにより設立された会社であって、その設立の日以後1年を経過していないもの
 - (5) 前項第3号に掲げる創業を行おうとする会社であって、当該創業を行う具体的な計画を有するもの
 - (6) 前項第3号に掲げる創業を行ったことにより設立された会社であって、その設立の日以後1年を経過していないもの
- 6 この要綱において「中小企業者等」とは、中小企業者、協同組合等及び創業者をいう。

(融資の対象資金)

第3条 融資の対象となる資金は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 小口事業資金
- (2) 経営安定資金
- (3) 創業支援資金

(貸付対象者及び融資条件等)

第4条 前条各号に掲げる資金の貸付対象者は、取扱金融機関が融資することを認めたものとし、融資条件その他の内容は、別表第1から別表第3に掲げるとおりとする。ただし、別表第1から別表第3の資金の使途の項に掲げる設備資金にあっては、道路運送法（昭和26年法律第83号）第2条第2項に規定する自動車運送事業に供する車両を除き、自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）別表第2の2の項に掲げる人の運送の用に供する乗車定員11人以上の普通自動車、3の項に掲げる人の運送の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び5の項に掲げる人の運送の用に供する小型自動車は対象外とする。

2 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、この融資を利用することができない。

- (1) 市の融資制度を不正に利用した者
- (2) 金融機関との取引が停止中の者
- (3) 神奈川県信用保証協会が行った代位弁済に対する債務の履行が終わっていない者

(4) 綾瀬市暴力団排除条例（平成 23 年綾瀬市条例第 9 号）第 2 条第 2 号から第 5 号に該当する者

（貸付利率）

第 5 条 別表第 1 から別表第 3 の貸付利率の項に掲げる利率を改定する場合、市長は改定施行日の 20 日前までにその内容を各取扱金融機関に通知しなければならない。

（貸付利息）

第 6 条 貸付によって生じた利息は、取扱金融機関が取得する。

（融資の申込み）

第 7 条 貸付けを受けようとする者は、あらかじめ市長に綾瀬市中小企業融資申込書（第 1 号様式）（以下「申込書」という。）に別表第 1 から別表第 3 の添付書類の項に掲げる書類を添付のうえ、市長に提出し、申込資格要件の確認を受けるものとし、申込書の有効期限は、申込資格要件の確認日から起算して 90 日間とする。

2 融資を利用している者は、別表第 1 から別表第 3 の貸付限度額の項に掲げる貸付限度額から既に受けている融資の未償還額を控除して得た額を限度として、更に融資の申込みをすることができる。この場合において、融資の申込みをしようとする者は、借入残高の確認できる書類を市長に提出するものとする。

（貸付け及び返済状況の報告）

第 8 条 取扱金融機関は、毎月 20 日までに前月分までの貸付け及び返済の状況を市長に報告しなければならない。

（委任）

第 9 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（旧要綱の廃止）

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 綾瀬市経営安定資金融資要綱（平成 4 年綾瀬市告示第 58 号）

(2) 綾瀬市創業支援資金融資要綱（平成 13 年 4 月 1 日施行）

（経過措置）

- 3 この要綱の施行日前に、前項の規定により廃止された綾瀬市経営安定資金融資要綱及び綾瀬市創業支援資金融資要綱並びに綾瀬市小口事業資金融資条例を廃止する条例（平成２９年条例第１７号）により廃止された綾瀬市小口事業資金融資条例における各資金の借入れ及び融資の資格認定については、この要綱における各資金に対する借入れ及び融資の申込資格確認があったものとみなす。

附 則

この要綱は令和３年１２月２２日から施行し、令和３年８月２日から適用する。

別表第 1（第 4 条関係）

小口事業資金の融資条件等

資金の用途	運転資金及び設備資金
貸付限度額	運転資金 1,000 万円 設備資金 2,000 万円
貸付期間	運転資金 5 年以内 設備資金 7 年以内
貸付利率	1.6 % 以内
返済方法	元金均等割賦返済（期間中 12 箇月以内の据置期間を置くことができる。）とする。ただし、返済期間中繰上償還をすることができる。
貸付対象者	綾瀬市内において、引き続き 1 年以上同一事業を営む中小企業者であること。ただし、個人にあっては綾瀬市内に 1 年以上在住していること。
所在地要件	法人にあっては綾瀬市内に本社又は事業所のいずれかが所在すること。個人にあっては綾瀬市内に事業所が所在すること。
納税要件	綾瀬市市税条例に規定する地方税のうち、既に納期を経過した分の市税を完納していること。
資金用途の併用	運転資金と設備資金は、併用して同時に利用することができる。
添付書類	(1) 市税完納証明書 (2) 設備導入の場合は見積書 (3) その他市長が必要と認めた書類

別表第 2（第 4 条関係）

経営安定資金の融資条件等

融資の種類	(1) 経営安定型融資 (2) 環境保全型融資 (3) 店舗改装型融資
資金の用途	運転資金及び設備資金 (店舗改装型融資は設備資金のみ)
貸付限度額	3,000万円
貸付期間	運転資金 5年以内 設備資金 7年以内
貸付利率	1.5%以内
返済方法	元金均等割賦返済（期間中12箇月以内の据置期間を置くことができる。）とする。ただし、返済期間中繰上償還をすることができる。
貸付対象者	綾瀬市内において、引き続き1年以上同一事業を営んでいる中小企業者又は協同組合等で、個人にあっては綾瀬市内に1年以上在住する者とし、次のいずれかに該当する者とする。 (1) 経営安定型融資にあっては、最近3箇月又は6箇月の売上高又は利益の平均が直近3年間のいずれかの年の同期に比較して3%以上減少している者 (2) 環境保全型融資にあっては、低公害車の購入等、公害防除施設若しくは環境負荷低減のための設備等の設置、改善等を行う者。 (3) 店舗改装型融資にあっては、小売業、飲食業（一般飲食店に限る）、サービス業（物品賃貸業、写真業、洗濯業、理容業、美容業に限る）に属する中小企業者で店舗増改築・内装及びこれに伴う設備の改善を行う者
所在地要件	法人にあっては綾瀬市内に本社又は事業所のいずれかが所在すること。個人にあっては綾瀬市内に事業所が所在すること。
納税要件	綾瀬市市税条例に規定する地方税のうち、既に納期を経過した分の市税を完納していること。
資金用途の併用	運転資金と設備資金は、併用して同時に利用することができる。併用する場合の貸付期間は、設備資金が2分の1以上の場合に限り設備資金の貸付期間を適用することができる。 店舗改装型融資にあっては、最近3箇月又は6箇月の売上高又は利益の平均が直近3年間のいずれかの年の同期に比較して3%以上減少した場合に限り、運転資金と併用することができる。
添付書類	(1) 市税完納証明書 (2) 設備資金にあっては、見積書 (3) 経営安定型融資にあっては、綾瀬市経営安定型融資要件調査書（第2号様式）及び財務書類 (4) 環境保全型融資にあっては、綾瀬市環境保全型融資要件調査書（第3号様式） (5) その他市長が必要と認めた書類

別表第 3（第 4 条関係）

創業支援資金の融資条件等

資金の用途	運転資金及び設備資金
貸付限度額	1,000万円 ただし、創業を行おうとする者については、自己資金の額を貸付限度額とする。
貸付期間	運転資金 5 年以内 設備資金 7 年以内
貸付利率	2.0%以内
返済方法	元金均等割賦返済（期間中 12 箇月以内の据置期間を置くことができる。）とする。ただし、返済期間中繰上償還をすることができる。
貸付対象者	融資を受けようとする創業者は、次に掲げる要件を備えていること。 (1) 中小企業者であること。 (2) 中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第 1 条に規定する業種であること。 (3) 信用保証協会が実施する創業関連保証制度の対象者であること。
納税要件	各市区町村における条例に規定する地方税について、既に納期を経過した分を完納していること。
資金用途の併用	運転資金と設備資金は、併用して同時に利用することができる。併用する場合の貸付期間は、設備資金が 2 分の 1 以上の場合に限り設備資金の貸付期間を適用することができる。
添付書類	(1) 国税及び道府県税並びに市区町村税の滞納が無いことが確認できる書類、ただし、綾瀬市に係る納税証明書は市税完納証明書 (2) 設備資金にあつては、見積書 (3) 信用保証協会に提出する事業計画書の写し (4) 新規に事業を始める方は、住民票及び開業する事務所等の所在地が確認できるもの（賃貸借契約書等） (5) 開業後 1 年未満の法人は、履歴事項全部証明書 (6) 開業後 1 年未満の個人は、住民票及び個人事業の開業届出書の写し (7) その他、市長が必要と認めた書類

☐ 取扱金融機関用
☐ 信用保証協会用(写)
☐ 市控用(写)

年 月 日

取扱金融機関支店長 殿

所 在 地

名 称

代表者職・氏名

印

電 話 番 号

綾瀬市中小企業融資を受けたいので、次のとおり申し込みます。

業 種		資本金等	万円
市内の事業所(予定)所在地		従業員数	人
綾瀬市内での操業開始年月日 創業支資金の場合は創業(予定)日	年 月 日		
融 資 の 種 類	☐ 小口事業資金 ☐ 経営安定資金 (☐ 経営安定型融資・ ☐ 環境保全型融資・ ☐ 店舗改装型融資) ☐ 創業支援資金		
融資申込みを行う資金の 現在返済途中の融資残高	万円(借入残高を確認できる書類が必要です)		
融 資 希 望 額	万円		
融 資 利 率	%(未定の場合は上限利率を記入)		
借入希望金融機関・支店名			
融 資 の 区 分	新 規 ・ 借 換		
資 金 使 途	運転資金 ・ 設備資金		

この申込書は、金融機関に提出する前に、要綱に掲げる別表（第 1 ～ 3 ）の書類を添付の上、あらかじめ綾瀬市役所の中小企業融資制度担当窓口へ持参し、申込資格要件の確認を受けて下さい。なお、この申込書の有効期限は、申込資格要件の確認日から起算して 9 0 日間です。

年 月 日

上記内容について、申込資格要件を確認いたしました。

綾瀬市長

印



経営安定型融資要件調査書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

申請者 住 所
名 称
代表者職・氏名

印

次のとおり相違ございません。

	最近 3 箇月又は 6 箇月			直近 3 年間のいずれかの年の同期		
	(年)			(年)		
売上高又は 売上総利益 (万円)	月	月	月	月	月	月
3 箇月の 場合は上 欄のみ記入	月	月	月	月	月	月
合 計	万円			万円		
月平均額	A 万円			B 万円		

A

-

B

×

100

=

B

C

%

3 %

売上高又は利益は、金額をすべて万円単位で記載し、万円未満は四捨五入して記載して下さい。

C の減少率が 3 % 以上の場合に経営安定型融資の対象となります。
(少数第 3 位で四捨五入し、小数第 2 位まで記載して下さい。)



環境保全型融資要件調査書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

申請者 住 所
名 称
代表者職・氏名

印

資金の用途 （いずれかに○）	ア 公害防止施設設備の設置又は改善
	イ 低公害車の購入
	ウ 環境負荷低減のための施設の設置・改善等
	エ その他市長が地域環境の保全に寄与すると認める施設の設置、改善等
総事業費	千円
事業の概要	
備 考	